

# モニタリング調整会議

令和5年3月16日

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ、環境省水・大気環境局

## モニタリング調整会議

1. 開会

2. 議事

総合モニタリング計画の改定について

3. 閉会

### 配付資料

資料1-1 環境省及び原子力規制委員会が実施する ALPS 処理水に係る海域モニタリングについて

資料1-2 水産庁が実施する ALPS 処理水に係る水産物モニタリングについて

資料1-3 福島県が実施する ALPS 処理水に係る海水モニタリングについて

資料1-4 東京電力が実施する ALPS 処理水に係る海域モニタリングについて

資料2-1 総合モニタリング計画（改定案）の概要

資料2-2 総合モニタリング計画（改定案）

資料2-3 総合モニタリング計画（改定案）（見え消し版）

参考資料 モニタリング調整会議の概要

午後4時30分開会

【大井水環境課長】 それでは定刻となりましたので、モニタリング調整会議を開催させていただきます。

本日の出席者のご紹介は、出席者一覧の資料をもって代えさせていただきます。

まず初めに、本会議の議長でございます西村環境大臣からご挨拶をよろしくお願ひします。

【西村環境大臣】 皆様、第15回のモニタリング調整会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。議長として、冒頭一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

この会議は、東京電力福島第一原発事故に係るきめ細やかな放射線モニタリングを確実にかつ計画的に実施するために設置されたところでございます。

震災から12年が経過いたしました。被災地の復興に向けた取組の中で、このモニタリングというものは引き続き重要なものでありまして、関係機関が連携して継続的に実施していくことが必要であります。

本日の議題は、総合モニタリング計画の改訂でございます。本年春から夏頃にALPS処理水の海洋放出が見込まれており、海洋放出に伴い実施する海域モニタリングについて、関係機関から、放出開始直後の強化・拡充案を説明していただきます。

国民の皆様の安全安心の確保に向けて、客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとなりますように、本日は総合モニタリング計画の改定案について、しっかりと確認をしていきたいというふうに考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【大井水環境課長】 大臣ありがとうございます。

それでは、報道関係の皆様のご撮影はここまでとさせていただきますので、撮影のみの方はご退室をお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思います。

議事は、総合モニタリング計画の改定についてでございます。

本会議の副議長及びALPS処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの検討を行う海域環境の監視測定タスクフォースの議長を務めておられます柳本環境大臣政務官から、ご発言をよろしくお願ひします。

【柳本環境大臣政務官】 モニタリング調整会議の副議長として、また、海域環境の監視測定タスクフォースの議長として一言申し上げます。

海域環境の監視測定タスクフォースはモニタリング調整会議の下に、特にALPS処理水に係る

海域モニタリングについて検討することを目的として設置されています。

先日開催いたしましたタスクフォースにおいて、ALPS処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの強化・拡充案について検討し、放出開始後、当面の間、速報のための分析等を実施する案を取りまとめいたしました。

詳細については、モニタリングを実施する各機関からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

**【大井水環境課長】** ありがとうございます。

ご参加の皆様、以後はご発言いただく方のみカメラをオンにさせていただければと思います。一旦、それ以外の方はカメラオフでよろしくお願いいたします。

それではこの後、それぞれのモニタリング実施主体からご説明をいただきたいと思います。まず、環境省及び原子力規制庁のほうからよろしくお願いいたします。

**【北村水環境課企画官】** 環境省水環境課、北村でございます。

資料1-1をご覧ください。環境省では、今年度からALPS処理水に係る環境モニタリングを開始していますけれども、処理水の放出開始に向けて強化充実をしたいというふうに考えてございます。その主要なポイントを、こちらの資料1-1の1ページ目の上のほうのオレンジ色の枠の部分に記載をしております。

まず一つ目でございます。海水中のトリチウムについて、放出開始後当面の間でございますが、分析の精度は少々甘くなりますけれども、速報のための分析、こちらを最大で週1回、10か所程度の場所でサンプルを採取して分析をしたいというふうに思っております。

それから二つ目でございます。現在も実施をしております非常に精密な分析でございますが、こちらは現状ですと年に4回ということで採取をしているところでございますが、こちらにつきましても重要な3か所をピックアップしまして、そちらについては当面の間、月1回ということで頻度を増やす予定でございます。

それから三つ目でございます。これまで原発から10キロ以上離れたかなり遠方の地域につきましては、測定するポイントをかなりまばらに置いていたところでございます。こちらにつきましては、環境省が担当しております沿岸部について、少し測定するための採水ポイント、こちらの増加をさせていただきたいと思っております。

一方で、放水口付近、非常に密に測点を置いていたところがございます。こちらにつきましては、これまで専門家会議における専門家のご意見等を踏まえまして、一部合理化を図らせていただいております。全体的な最適化をさせていただくという計画でございます。

四つ目でございます。こちらはトリチウム以外の放射性物質についてでございますが、こちらにも念のためのスクリーニングのためのサンプリングを3か所については毎週実施させていただくということを当面実施したいと考えてございます。この中で、万が一異常が何らかの形で確認されれば、当然ながら更なる分析等を追加で実施していくといった対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

こちらの資料下段には、こういった強化ポイントを盛り込みまして、全体としてどういう形になっているのかということをご説明させていただきます。

それから、2ページ目には地図を、それから、3ページ以降には詳細な内容につきまして記載をしておりますが、こちらは重複しますので、ご説明のほうは割愛をさせていただければというふうに思います。

それでは、原子力規制庁さん、続きをお願いいたします。

**【今井監視情報課長（原子力規制庁）】** 原子力規制庁の今井でございます。

ただいまご説明のありました内容の補足となりますけれども、別図に示しておりますので、ご覧ください。原子力規制委員会といたしまして、昨年4月から強化・拡充した海域モニタリングを開始しております。ご覧いただきまして、緑のポイントが強化した部分を含めての原子力規制委員会の海域モニタリングの測定箇所でございます。

引き続き、関係機関と連携しまして海域モニタリングの適切な実施に努めてまいります。

**【大井水環境課長】** ありがとうございます。

続いて、水産庁さんのほうからよろしくをお願いいたします。

**【安東次長（水産庁）】** 水産庁でございます。

それでは、令和5年度の水産物のモニタリングについて、ご説明申し上げます。

原発事故後、放射性セシウムのモニタリングを各県のご協力を得ながら実施してきたところでありまして、今年の2月末までに18万検体を超える分析を実施したところでございます。

令和4年度からは、関係者のご要望を踏まえ、トリチウムのモニタリングを開始しております。

令和5年度におきましては、モニタリングを強化拡充することとしております。

水産庁といたしましては、ALPS処理水放出直後から、できるだけ早くモニタリングの結果を生産者及び消費者に提供し、風評を抑制したいと考えてございます。

令和4年度は年間200検体を対象に、各検体それぞれ1、2か月間かけてトリチウム濃度を精密に分析する、いわゆる公定法によって分析を行ってきております。

令和5年度は、この公定法年間200検体に加えまして、180検体を対象に検出下限値を1リットル当たり0.3ベクレルから10ベクレル程度に上げて、サンプル採取の翌日または翌々日に分析結果を得られる手法を導入し、できるだけ早く結果を公開したいと考えております。

放射性セシウムのモニタリングにつきましても、年間検体数を6,000から9,000に増やすこととしております。

以上です。

【大井水環境課長】 ありがとうございます。

続きまして福島県さんのほうからご説明をお願いいたします。資料1-3になります。

【渡辺危機管理部長（福島県）】 福島県の渡辺です。

それでは、福島県が実施するALPS処理水に係る海水モニタリングについて、ご説明をいたします。

資料1-3をご覧ください。こちらは、県が今年度から強化して実施している事前モニタリングの内容となります。令和5年度はこのモニタリングを当面継続することとしておりますので、その内容をご説明いたします。

左側の写真は、福島第一原発を上空から見た航空写真になりますので、モニタリングの測点を航空写真でご確認いただきながら、右側に記載しておりますモニタリングの内容をご説明させていただきます。

まず、1の測点については、青い丸と白い丸で示した9測点でモニタリングを実施しております。

青い丸で示した6測点は、福島第一原発の事故以降、県がモニタリングを継続している既存の測点です。白い丸で示した①から③の3測点は、東京電力が行ったALPS処理水の拡散シミュレーション結果を踏まえ、今年度から追加した測点になります。

2の測定項目につきましては、全9測点において、トリチウムやセシウムなど計15核種と全βを測定しております。

3の測定頻度につきましては、青い丸で示した既存の6測点は月1回、白い丸で示した追加の3測点は年4回モニタリングを実施しております。また、トリチウムの精密分析は、今年度から全9測点で年4回実施しております。

4の検出下限値については、記載のとおりです。

令和5年度につきましては、以上ご説明をいたしました内容のモニタリングを当面継続してまいります。海洋放出後のモニタリング内容は検討中でございます。

なお、福島県ではこの9測点のほかに、福島県沿岸全域の56測点で海水のモニタリングを行っております。こちらのモニタリングも継続して実施する予定です。

説明は以上ですが、最後に一言申し上げます。

ALPS処理水の海洋放出に対しては、新たな風評が生じることを懸念する声が現在も多く上がっております。新たな風評を抑制するために重要となるのが環境モニタリングです。モニタリングにより実際にデータを収集し、その結果を分かりやすく示していくことが風評を抑制するために必要であると考えております。

ALPS処理水の海洋放出後は、海域への影響に対する関心がさらに高まると考えております。国におかれましては、信頼性、客観性、透明性の高いモニタリングを実施していただくとともに、モニタリング結果につきましては、単に数値のみを公表するのではなく、人や環境への影響について科学的な評価結果を加え、国内外へ分かりやすく発信していただくよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

**【大井水環境課長】** ありがとうございます。

最後に、東京電力さんのほうからご説明をお願いいたします。資料1-4になります。

**【松本室長（東京電力）】** 東京電力の松本でございます。

東京電力が実施するALPS処理水に係る海域モニタリングにつきまして、ご説明させていただきます。

資料1-4をご覧ください。東京電力では、ALPS処理水の海洋放出に備え、昨年の4月からモニタリングの測定点、測定対象、測定頻度を増やした計画に基づきまして分析・測定を実施しているところです。

これまでのモニタリング結果につきましては、海水並びに海洋生物共に特に大きな変動は見られておらず、これまでの測定と同等の低い濃度で推移しているということが判明しております。

2023年度に関しましては、この計画に基づくモニタリングを継続してまいります。

トリチウムの分析につきましては、濃縮が可能な試料を対象に、電解濃縮装置を導入して、検出下限値を下げた分析測定を行う予定です。

また、ALPS処理水の海洋放出開始以降は、発電所周辺において地点を選定し、迅速に状況を把握するためのトリチウム分析を追加する計画を持っています。

東京電力からは以上です。

【大井水環境課長】 ありがとうございます。

以上、各機関のほうからご説明をいただきました。

次に、これらの強化拡充を盛り込んだ総合モニタリング計画の改定案につきまして、取りまとめを行っております原子力規制庁のほうから、ご説明をよろしく申し上げます。

【今井監視情報課長（原子力規制庁）】 原子力規制庁の今井でございます。

本日、各機関から海域モニタリングの強化拡充についてご説明をいただきましたが、それらを踏まえ、総合モニタリングの改定案を本会議の構成員の方々との調整を経まして、資料2-2のように作成させていただいております。その概要を資料2-1にまとめてございますので、2-1をご覧ください。

大きく分けて三つございますけれども、まず一点目につきましては、トリチウムの精密分析につきまして、ALPS処理水の放出開始後、当面の間、測定頻度を増やして実施。

2点目でございますけれども、トリチウムの速報のための分析につきまして、ALPS処理水の放出開始後、当面の間、こちらについては速報のための分析を新たに実施等を盛り込ませていただいております。

3点目は、記載の適正化等でございます。これは、具体的な改定内容が分かるよう、見出しで資料2-3をご用意させていただいております。また、この改定に伴いまして、参考資料につきましても、改定箇所が分かる形で作成させていただいております。内容が繰り返しとなりますので、それぞれの説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。資料2-2の本改定案につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。

【大井水環境課長】 ありがとうございます。

では、先ほどご説明がありました総合モニタリング計画の改定案につきまして、何かご発言がある機関はございますでしょうか。ご発言がある場合は、挙手ボタン等でお知らせをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

【大井水環境課長】 では、ないようでございますので、議長であります西村環境大臣のほうで、おまとめをいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【西村環境大臣】 それでは、総合モニタリング計画の改定案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

**【西村環境大臣】** ご異議がないようでございますので、資料のとおり総合モニタリング計画を改定することといたします。

各実施機関におかれましては、改定された計画に沿って着実にモニタリングを実施していただくよう、お願いをいたします。

また、ALPS処理水の海洋放出に係る風評影響の抑制や被災地域の復興に資するように、関係機関が連携してモニタリング結果の分かりやすい発信、これに取り組んでいただくよう、お願いを申し上げます。

以上でこの会議を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**【大井水環境課長】** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、会議を閉会いたします。ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。

午後4時46分閉会